

第8号

平成22年12月
発行

年 金 よ り



もくじ

- 2・「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
「平成22年分 公的年金等の源泉徴収票」を
平成23年1月下旬にお送りします
- 3・源泉徴収票 Q & A
- 4・扶養控除の見直しが行われました

- 5・障害共済年金の加給年金額対象者の範囲の
拡大について
- 「年金支払通知書」が送付される場合について
- 6-7・こんな時には届出を
- 8・ねんきんカレンダー

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

「平成22年分 公的年金等の源泉徴収票」を**平成23年1月下旬**にお送りします

※障害・遺族を支給事由とする年金は非課税のため源泉徴収票をお送りしません。

所得税の確定申告を行うには、「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、大切に保管してください。

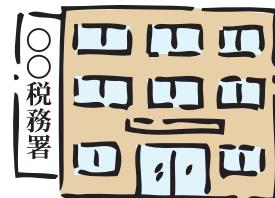


確定申告とは？

退職・老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の「雑所得」として所得税の課税対象となりますので、一定額以上の年金を受給されている方は受給のたびに源泉徴収されます。給与所得と違い、雑所得については年末調整が行われませんので、源泉徴収された所得税額については所得税の確定申告で精算することになります。

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得金額と、それに対する所得税額を計算し、源泉徴収税額などの過不足を精算する手続きのことです。本年分の確定申告は、**平成23年2月16日(水)から同年3月15日(火)**までの間に行うこととされています。

ただし、所得税の還付申告については、同年2月15日(火)以前でも申告書の提出を行うことができます。



● 確定申告が必要となる方

公的年金以外に所得のある方および共済年金のみでは所得税がかからない場合であっても、その年中に受けたすべての公的年金(障害・遺族給付を除く)の合計額から各種所得控除額を控除した後の金額に対して税金がかかる方は、確定申告を行う必要があります。

● 確定申告を行った方がよい方

次のいずれかに該当し、所得税を納めすぎとなっている方は、確定申告により源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料などの社会保険料の支払いを行った方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの支払いがある方
- 災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがある方
- その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方

くわしくは、お近くの**税務署**にお問い合わせください。

源泉徴収票

Q&A

Q. 源泉徴収票が届かないのですがどうしてですか?

A. 次の理由が考えられます。

- 受給されている年金の種類が障害または遺族の年金ではありませんか？
障害、遺族を支給事由とする年金については非課税となっていますので、源泉徴収票は送付されません。

なお、障害または遺族の年金から社会保険料が控除されている方で、社会保険料額納付証明が必要なときは、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険（介護保険・国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療））担当課へお問い合わせください。

- 退職を支給事由とする年金を受給されている方は、1月下旬に発送いたしますので、1月末までお待ちください。

なお、2月に入っても届かないときは、共済組合へご連絡ください。

Q. 社会保険料の金額とは何ですか？

A. 各支給期に控除された介護保険料、国民健康保険料（税）および長寿医療保険料（後期高齢者医療保険料）の合計額です。なお、見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

Q. 源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付はできますか？

A. 共済組合にご連絡いただければ再交付いたします。大切な書類ですので、紛失されないよう保管には十分ご注意ください。

平成22年分公的年金等の源泉徴収票<見本>

平成22年分 公的年金等の源泉徴収票							見本	
支 払 者 を け る 者 の 姓 名	住所又は 居所	102-0084 東京都 ○○○区 ××× ×××						
		フリガナ	キンキン タロウ	年金証記号番号	86XXXXXX0000000001			
				生年月日	明大昭	年月日		
					*	15 6 28		
区分		支 払 金 額			源泉 徴 収 税 額			
法第203条の3第1号適用分		千円			千円			20:406
法第203条の3第2号適用分								
法第203条の3第3号適用分								
本 人 の 被 保 険 者 の 姓 名	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料の金額				
	* 無	法定	老人	その他の	特例	その他	千円	53:400
(摘要)								
支 払 者 の 姓 名	所在地	東京都 千代田区 二番町 2番地						
	名称	全国市町村職員共済組合連合会						

源泉徴収票の見方については、送付される源泉徴収票の隣ページに記載されていますので、ご参照ください。

扶養控除の見直しが行われました

平成22年度税制改正により、扶養控除の見直しが行われました。
改正後の扶養控除による所得税計算は、来年2月以降に支払われる年金から行われます。主な改正点は、次のとおりです。



主な改正点

- 年齢16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に対する扶養控除が廃止されました。
 - 特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満(改正前:年齢16歳以上23歳未満)の扶養親族に変更されました。
 - 年金支給時の源泉所得税を計算する際に年金の支給金額から控除する人的控除について、同居特別障害者に対する人的控除が創設されました。
- ※年少扶養親族に対する障害者控除は引き続き適用されます。

※扶養控除の見直しは、住民税においても同様に行われています。

所得税の計算例

年金額180万円の受給者(63歳)が扶養親族等申告書を提出し、子(30歳)および孫(3歳)を扶養親族としている場合

《平成22年12月支給期における所得税》

$$\begin{aligned}\text{【当期支給額】} \quad & 1,800,000\text{円} \times 1/6 = 300,000\text{円} \cdots ① \\ \text{【所得控除額】} \quad & \frac{167,500\text{円}}{(③+④)} \times 2\text{月} = 335,000\text{円} \cdots ② \\ & \text{基礎的控除額} \quad 102,500\text{円} \cdots ③ \\ & \text{人的控除額} \quad 65,000\text{円} \cdots ④ \\ & \quad (32,500\text{円} \times 2\text{人(子・孫)}) \\ \text{【所得税額】} (① - ②) \times 5\% & = 0\text{円}\end{aligned}$$

《平成23年2月支給期における所得税》

$$\begin{aligned}\text{【当期支給額】} \quad & 1,800,000\text{円} \times 1/6 = 300,000\text{円} \cdots ⑤ \\ \text{【所得控除額】} \quad & \frac{135,000\text{円}}{(⑦+⑧)} \times 2\text{月} = 270,000\text{円} \cdots ⑥ \\ & \text{基礎的控除額} \quad 102,500\text{円} \cdots ⑦ \\ & \text{人的控除額} \quad \underline{32,500\text{円}} \cdots ⑧ \\ & \quad (32,500\text{円} \times 1\text{人(子)}) \\ \text{【所得税額】} (⑤ - ⑥) \times 5\% & = 1,500\text{円}\end{aligned}$$

平成23年2月支給期からは、孫(年少扶養親族)に対する所得控除がなくなるため、所得税が源泉徴収されるようになります。

障害共済年金の加給年金額対象者の範囲の拡大について

平成23年4月以降

障害等級が1級または2級の障害共済年金の受給権者について、結婚による生活状況の変化に応じた対応を図る観点から、障害共済年金の加給年金額の加算の対象となる配偶者の範囲が平成23年4月以降拡大されることとなりました。

現行法 年金の受給権が発生したときに生計を維持する65歳未満の配偶者を有していないければ、その後結婚して配偶者を有することによっても加給年金額は加算されません。

改正法 年金の受給権が発生した後でも、結婚し生計を維持する65歳未満の配偶者を有したときには、加給年金額が加算されます。

※すでに障害等級が1級または2級の障害共済年金を受給している場合でも、年金の受給権が発生した後に結婚し、生計を維持する65歳未満の配偶者を有する方は、平成23年4月以降加給年金額が加算されます。

「年金支払通知書」が送付される場合について

年金の支給がある方に送付している「年金支払通知書」は、年2回(6月支給期と12月支給期)送付していますが、下記の内容においていずれか1つでも変更があった場合には6月支給期と12月支給期以外でも「年金支払通知書」を送付しています。

※年金の支払い回数は年6回のまま変更ありません。

以下に変更があった場合、年金支払通知書が送付されます

①住所 ②氏名 ③振込先

④支払明細 …… 差引支払額に変更があった場合

(変更例1)年金額に改定があった場合

(変更例2)一時金返還額・控除額に変更があった場合

(変更例3)2月支給期において、支給される年金に端数調整が行われる場合

※支給年金額(年額)が6(年6回)で割り切れない場合は2月支給期に端数調整が行われます。

(変更例4)2月支給期に端数調整が行われた場合の翌4月支給期



		年金支払通知書		見本																		
① 111-1111 東京都 ○○○区 ×× ××		振込日 平成 22年 12月 15日 ③ 振込先 ○○銀行 ××支店																				
② 年金太郎様 86XX0000000000		④ 支 払 明 細 (円) <table border="1"> <tr> <td>当期支給額</td> <td>200000</td> </tr> <tr> <td>支給差額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時金返還額△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引支給額④</td> <td>200000</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計④</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>還及差額⑤</td> <td>20000</td> </tr> <tr> <td>差引支払額(④-④+⑤)</td> <td>215000</td> </tr> </table>		当期支給額	200000	支給差額		一時金返還額△		差引支給額④	200000	所得税	5000	控除額		計④	5000	還及差額⑤	20000	差引支払額(④-④+⑤)	215000	備考
当期支給額	200000																					
支給差額																						
一時金返還額△																						
差引支給額④	200000																					
所得税	5000																					
控除額																						
計④	5000																					
還及差額⑤	20000																					
差引支払額(④-④+⑤)	215000																					
右記のとおり振り込みますので、通知します。																						
全国市町村職員共済組合連合会 ○○○○○職員共済組合																						
年金証書記号番号 86XX0000000000																						

「年金支払通知書」は、6月・12月支給期のみ封書にて送付しています。
それ以外は、原則はがきで送付しています。

こんな時には届出を

1

氏名・住所・年金の受取金融機関を変更するとき

◆提出の必要な書類

- 年金受給権者異動報告書

◆上記の書類に添付する書類

- 氏名変更の場合……年金証書

- 受取金融機関変更の場合……口座名義および口座番号の確認できる預金通帳の写し
(報告書に受取金融機関の確認印が押印されている場合は不要です。)

- 住所変更の場合……原則添付書類は不要です。年金受給権者異動報告書のみご提出ください。

※共済組合に登録されている住所と現住所の相違が判明した場合は、共済組合から報告書を送付させていただくことがありますので、報告書が届きましたらお手数ですが共済組合までご返送願います。



注意

- ◆住民基本台帳ネットワークシステムへ不参加の市区町村にお住まいの方、海外にお住まいの方および外国籍の方などは、住民基本台帳ネットワークシステムで変更内容(氏名、住所)の確認ができません。この場合、確認書類(戸籍抄本、住民票等)の提出が必要となります。

2

加給年金額対象者に異動があったとき

◆こんな時に届出が必要となります

- 加給年金額対象者である配偶者が、退職共済年金、老齢厚生年金(いずれも加入期間が20年以上または法令により20年以上とみなされるものに限ります。)または障害を事由とする年金(障害共済年金・障害厚生年金・障害基礎年金)を受給することとなったとき

- 加給年金額対象者が亡くなったとき

- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき

- 加給年金額対象者である子が婚姻(養子縁組を含む。)

したとき、または養子縁組による子が離縁したとき など



◆提出の必要な書類

- 加給年金額対象者異動届書

(異動事由に応じて添付書類をご提出いただきます。)

注意

- ◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより老齢基礎年金の受給を開始したときの届出は、必要ありません。
- ◆年金受給権者または加給年金額対象者である配偶者が大正15年4月1日以前生まれの場合は、当該配偶者が65歳以上でも加給年金額が引き続き加算される場合があります。

3

就職したとき・失業給付を受けようとするとき

◆公務員として再就職したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が公務員として再就職し、再び組合員となったときは、翌月分から年金の一部または全額が支給停止になります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(組合員用)
- 上記の書類に添付する書類……年金証書

※なお、市町村・都市職員共済組合以外の組合員となったときは、再就職先の属する共済組合へご連絡ください。



◆民間企業等に再就職したとき、または議会議員に就任したとき

退職共済年金または障害共済年金等の年金受給権者が民間企業等に再就職し、厚生年金保険の被保険者(厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含みます。)や私立学校教職員共済制度の加入者(70歳以上の特定教職員を含みます。)となったとき、あるいは議会議員に就任したときは、年金の額と給料(議員報酬)および過去一年間の賞与の額によって、当該年金制度に入れた日(議員に就任した日)の翌月分から、年金の一部が支給停止になることがあります。

- 提出の必要な書類……年金受給権者再就職届書(他制度加入用)

◆雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳未満の方が雇用保険法による失業給付(基本手当など)を受給する場合、その金額の大小を問わず、退職共済年金が職域年金相当部分を除いて全額支給停止になります。

失業給付の申請に際しては、その給付額と年金受給額を比較して慎重に検討することが必要です。

- 提出の必要な書類……雇用保険法給付との調整事由該当届書・非該当届書
- 上記の書類に添付する書類……雇用保険受給資格者証の写し



◆②と③の場合は、届出が遅れますと年金が過払いとなり、後日返還していくことがありますので、ご注意ください。

もしも本人が亡くなられたとき

◆遺族共済年金の受給権が発生する場合

退職または障害の共済年金受給者(障害等級が3級の場合を除く)が亡くなられた当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円未満である方(配偶者、子、父母、孫、祖父母)※がいる場合は、遺族共済年金の受給権が発生すると考えられますので、共済組合にご連絡ください。

※子や孫は、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの間にあって未婚の方または障害等級1、2級の方に限ります。

◆年金受給権が消滅する場合

上記の要件を満たしている方がいないまたは遺族の共済年金受給者が亡くなられた場合は、年金受給権が消滅すると考えられますので、「年金受給権者消滅届・支払未済給付請求書」を共済組合にお届けください。

ねんきんカレンダー

平成22年12月～
平成23年12月までの
予定です

時 期		定期支給関係	その他
平成22年 12月	中旬 15日(水)	『年金だより』をお送りしています。 〔年金支払通知書〕をお送りします。※1 年金支給日(10月・11月分)※2	
平成23年 1月	下旬		平成22年分「源泉徴収票(はがき形式)」 をお送りします。
2月	15日(火)	年金支給日(12月・1月分)※2	平成22年分確定申告開始 (2月16日～3月15日)
4月	15日(金)	年金支給日(2月・3月分)※2	
6月	中旬 15日(水)	『年金だより』をお送りします。 〔年金支払通知書〕をお送りします。※1 年金支給日(4月・5月分)※2	
8月	15日(月)	年金支給日(6月・7月分)※2	
10月	14日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2	平成24年分「扶養親族等申告書」を お送りします(10月～11月頃)。
12月	中旬 15日(木)	『年金だより』をお送りします。 〔年金支払通知書〕をお送りします。※1 年金支給日(10月・11月分)※2	

※1 〔年金支払通知書〕は支払いがある方に各都道府県の市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所、氏名、振込先、支払額に変更があった場合には、6月・12月以外でも〔年金支払通知書〕を送付します。

※2 年金支給日には、原則として支給月の前2月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。

ご注意ください

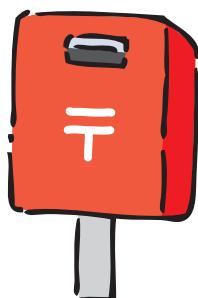
〔年金支払通知書〕の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。年金の支払いがある方については、〔年金支払通知書〕が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

■『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています

市町村連合会では、『年金だより』をお読みいただいたみなさまから、さまざま
なご意見、ご感想などをお待ちしています。

お寄せいただいたご意見は記事の作成、編集の参考とさせていただきます。
ご意見、ご感想などありましたら、市町村連合会までお寄せください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会 年金部 ☎03-5210-4608
メールアドレス : nenkinkikaku@shichousonren.or.jp



年金だより

第8号
平成22年12月

■発行 全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス : <http://www.shichousonren.or.jp/>